

27文科高第957号
中央教育審議会

次の事項について、理由を添えて諮問します。

国家戦略特別区域法に基づく国家戦略特別区域内の平成二十九年度に開設する
医学部を置く大学に係る大学設置基準の特例に関する省令の制定について

平成28年1月26日

文部科学大臣 馳 浩

(理由)

国家戦略特別区域法に基づく国家戦略特別区域内に平成29年度に開設する医学部については、その収容定員が720人を超え840人までの場合において必要な専任教員数や校舎面積について規定の整備を行う必要がある。そこで、別紙のとおり大学設置基準の特例を講じるため、学校教育法第94条の規定に基づき、標記の諮問を行うものである。

(別紙)

国家戦略特別区域法に基づく国家戦略特別区域内の平成二十九年度に開設する医学部を置く大学に係る大学設置基準の特例に関する省令 要綱

一 特区内の平成29年度に開設する医学部に係る専任教員数

国家戦略特別区域法に規定する区域計画に定められた平成29年度に開設する医学部を置く大学（以下「特区内の平成29年度に開設する医学部を置く大学」という。）における専任教員数の算定については、医学部に係る専任教員数を、当該医学部の収容定員が720人を超え780人までの場合は150人、840人までの場合は160人とする。

二 特区内の平成29年度に開設する医学部に係る校舎面積

特区内の平成29年度に開設する医学部を置く大学の校舎の面積の算定については、当該医学部の収容定員が720人を超え840人までの場合は、医学部に係る校舎及び附属病院の面積を、収容定員720人の場合の面積に720人を超える収容定員6人につきそれぞれ75平方メートル及び100平方メートルの割合で増加した面積とすること。

その他

一 施行期日

この省令は、公布の日から施行するものとする。

国家戦略特区で新設する医学部に係る特例措置について

1. 検討の経緯

- 平成 25 年 10 月
医学部の新設についての検討を含む「国家戦略特区における規制改革事項等の検討方針」を日本経済再生本部決定。
- 平成 26 年 12 月
東京圏区域会議の下に「成田市分科会」を設置することが決定し、同月中に第 1 回成田市分科会開催。以降、文部科学省は厚生労働省とともにオブザーバーとして参加。
- 平成 27 年 7 月 31 日
計 4 回の成田市分科会における議論等を踏まえ、際だった特徴をもつ医学部とすること、仮に新設するとしても 1 校とし、十分な検証を行うこと等についての「国家戦略特別区域における医学部新設に関する方針」を内閣府・文部科学省・厚生労働省で決定。
- 平成 27 年 11 月 12 日
特例として 1 校に限り医学部の新設を認めるための告示を内閣府・文部科学省が共同で制定。
- 平成 27 年 11 月 27 日
医学部の設置者の公募、応募者の応募内容についての有識者の意見を踏まえた関係府省による確認等を経て、学校法人国際医療福祉大学が平成 29 年 4 月に千葉県成田市に医学部を新設する計画を内閣総理大臣が認定。

2. 大学設置基準の規定

- 医学部の収容定員が 7 2 0 人を超える場合の専任教員等に係る基準が設けられていない。
- ただし、地域枠により 7 2 0 人を超えて 8 4 0 人まで収容定員を増員する場合の特例は定められている（附則第 7 項～第 9 項）。

3. 新設する医学部についての構想

- 収容定員を 8 4 0 人とする予定（留学生 1 2 0 人を含む）。
- この構想について、平成 27 年 11 月 20 日の成田市分科会において有識者の意見を聴取したところ、大学設置基準を大幅に上回る教育環境が整備された医学部であり、必要な特例措置を講じることが相応しいと高く評価された。

4. 今回設ける特例措置の概要

- ・ 地域枠により、医学部の収容定員を720人を超え840人まで増員する場合の特例に準じた基準を設けることとする。
- ・ ただし、校地面積については、地域枠による増員の場合には増加を求めない旨を特例として規定しているところ、今回の特例は新設される医学部に係るものであり、原則どおりの用地が準備されるべきであることから、特例措置は講じないこととする。

	専任教員数	校地面積	校舎面積	附属病院面積
今回の特例措置	定員780人：150人 定員840人：160人	定員6人あたり10㎡ (定員840人：8400㎡)	定員6人あたり75㎡増 (定員840人：19750㎡)	定員6人あたり100㎡増 (定員840人：37100㎡)
地域枠の特例措置	定員780人：150人 定員840人：160人	増員による増加なし (定員840人：7200㎡)	定員6人あたり75㎡増 (定員840人：19750㎡)	定員6人あたり100㎡増 (定員840人：37100㎡)
新設医学部の構想	200人以上 (特例措置比1.3倍)	約14827㎡ (特例措置比1.8倍)	約48000㎡ (特例措置比2.4倍)	約90000㎡(成田のみ) (特例措置比2.4倍)

5. パブリックコメント結果

- ・ 平成27年12月11日から平成28年1月8日まで実施。
- ・ 提出意見は2件。

- ① 医学部新設の計画は内閣総理大臣認定されており、留学生20人を含む140人の定員実現のための特例に賛成。
- ② 全国的な医師不足の中、特に医療過疎県である千葉県に医学部を新設することに賛成。

6. 今後の予定(案)

- ・ 2月上旬 国家戦略特別区域法に基づく国家戦略特別区域内の平成二十九年度に開設する医学部を置く大学に係る大学設置基準の特例に関する省令 公布・施行

(参考：医学部の設置に係る文部科学大臣認可について)

- ・ 3月下旬 国際医療福祉大学から認可申請(見込み)
- ・ 8月下旬 認可(認可に係る審査が順調に進んだ場合)
- ・ 翌年4月 開学(認可された場合)